

四日市市告示第47号

四日市市補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市補聴器購入費助成事業実施要綱（令和7年四日市市告示第426号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) この要綱は、令和7年6月1日から施行する。 。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

四日市市高齢者補聴器購入費助成事業 医師意見書

対象者 (申請者)	住 所				
	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
病 名					
聴 力		右	dB	左	dB
身体障害者手帳（聴覚） 交付用件 有・無		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
補聴器 要・否		要 ・ 否			
補聴器使用による コミュニケーション能力の 維持・向上の効果		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
30dB未満の場合補聴器の 必要性を記入		※補聴器の必要性を具体的に記入			
処方 (補聴器の種類)					
上記のとおり診断する。					
年 月 日					
医療機関名					
医師氏名					
印					

- ・本意見書は身体障害者福祉法第15条第1項による指定医が作成してください。
- ・聴力の測定は、平成15年1月10日付、厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部長通知（障発第110001号）の「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」に規定する純音オーディオメータ検査によります。
- ・左右いずれかの聴力が30デシベル未満の場合は原則助成の対象になりません。ただし、意見書作成医が本事業の趣旨を踏まえ装用の必要性を認める旨記入がある場合はその限りではありません。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

高齢 第 号
年 月 日

様

四日市市長 森 智広

四日市市高齢者補聴器購入費助成交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市高齢者補聴器購入費助成については、四日市市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定額

円

2. 条件等

- (1) 補聴器は本交付決定通知書交付後すみやかに購入しなければならない。
- (2) 補聴器購入後は、本交付決定通知書交付年度の3月31日までに四日市市高齢者補聴器購入費助成交付請求書（第5号様式）を市長へ提出しなければならない。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

高齢 第 号
年 月 日

様

四日市市長 森 智広

四日市市高齢者補聴器購入費助成不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市高齢者補聴器購入費助成については、四日市市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり助成しないことに決定したので通知します。

記

1. 却下理由

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(健康福祉部高齢福祉課)